

令和7年度第2回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和8年3月11日（水）13時半～

場所：長浜市役所3階 3Bコミュニティールーム

1. あいさつ

2. 議事

(1) 活動の充実「いきがい」～就労選択支援事業に係る取組状況について～ 資料1

(2) やさしいまちづくり「あたたか」～手話を使いやすい環境の整備について～

資料2

3. 報告

長浜市しょうがい福祉プランの中間見直しにかかるアンケート結果について

資料3

4. 閉会

令和7年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

<協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	中辻 智希	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	鍵弥 寿彦	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	喜多 百合子	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	林 祐子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	奥沢 恵津子	

<敬称略>

<長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	山口 百博	
2		次長	伊藤 仁文	
3	しょうがい福祉課	課長	小寄 多代	
4	しょうがい福祉課	課長代理	柴田 整	
5	発達支援センター	所長	松山 悦子	
6	発達支援センター	副所長	川越 奈津子	
7	発達支援センター	副所長	中川 喜利子	
8	しょうがい福祉課	係長	富永 人志	
9	しょうがい福祉課	係長	三家 秀和	
10	しょうがい福祉課	係長	片山 理絵	
11	しょうがい福祉課	主幹	西野 さおり	
12	しょうがい福祉課	主査	川瀬 雄太	

○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。



活動の充実「いきがい」 ～就労選択支援事業に係る取組状況について～

令和8年3月11日(水)

長浜市しょうがい福祉課 富永

本日の流れ

1. 就労系しょうがい福祉サービス
2. 就労選択支援とは
3. 湖北地域の取組状況



就労系しょうがい福祉サービスの種類

	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労移行支援	就労定着支援
内容	雇用契約に基づく就労が可能な方が福祉的就労の中で働く	雇用契約に基づく就労が困難な方が福祉的就労の中で働く	一般企業などへの就職に向けて準備(訓練)する	一般企業などに就職された方(※1)が働き続けるためのサポートを受ける
雇用契約の有無	有り	無し	無し	－
給料(工賃)	給料あり	工賃あり	無し	－
対象年齢	65歳未満	75歳未満	63歳未満	－
利用期限の制限	定めなし	定めなし	原則2年	3年 (就労開始6か月後～)

(※1)就労移行支援や就労継続支援A型、B型等を通して一般就労に移行した方

就労継続支援A型

○対象者

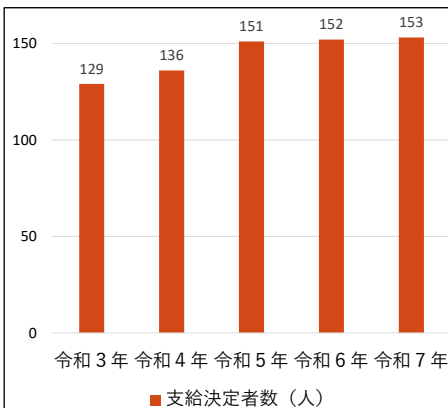
就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能なしょうがい者(利用開始時、65歳未満の者)

○サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内ではしょうがい者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、しょうがい者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○湖北圏域の事業所数 9事業所

○利用者数(支給決定者数)の推移



就労継続支援B型

○対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待されるしょうがい者

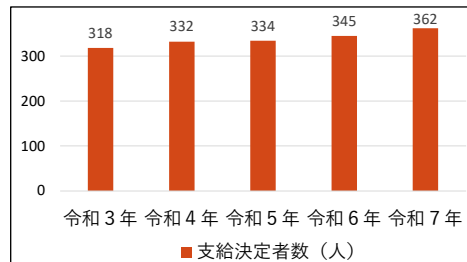
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○サービス内容

通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援

○湖北圏域の事業所数 18事業所

○利用者数(支給決定者数)の推移



就労移行支援

○対象者

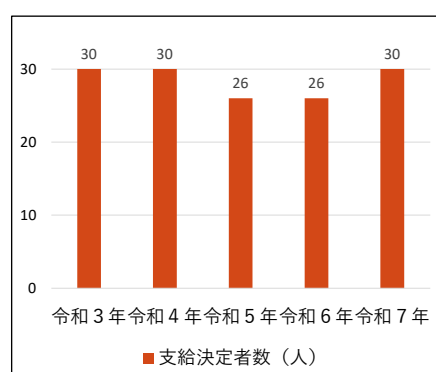
一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれるしょうがい者(65歳未満の者)

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

○湖北圏域の事業所数 2事業所

○利用者数(支給決定者数)の推移



就労定着支援

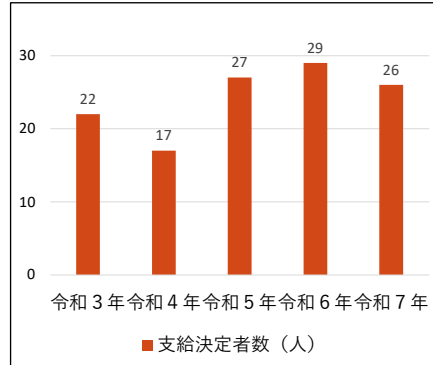
○対象者

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行したしょうがい者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○サービス内容

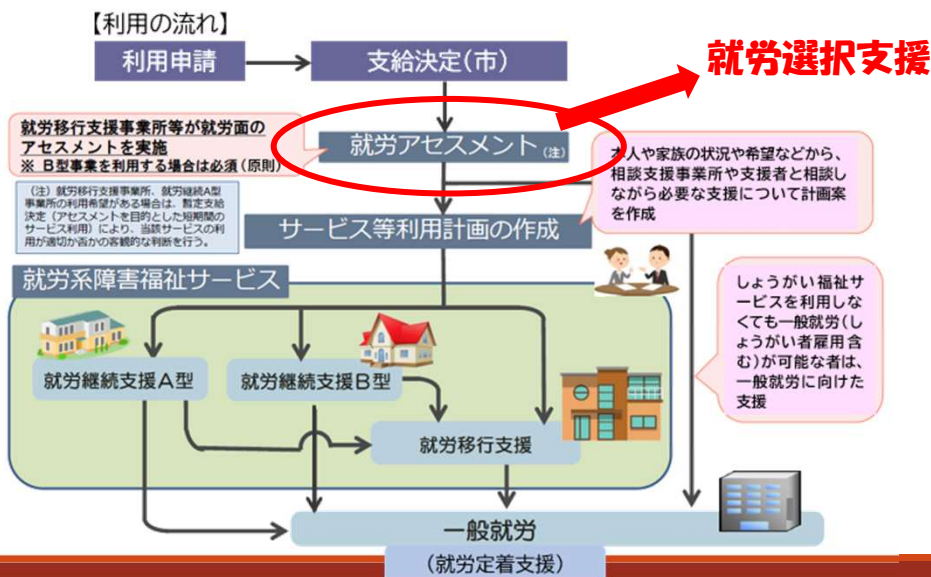
- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は**3年間**

○利用者数（支給決定者数）の推移



○湖北圏域の事業所数 3 事業所

就労系しょうがい福祉サービスの利用の流れ



就労選択支援

○ 対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

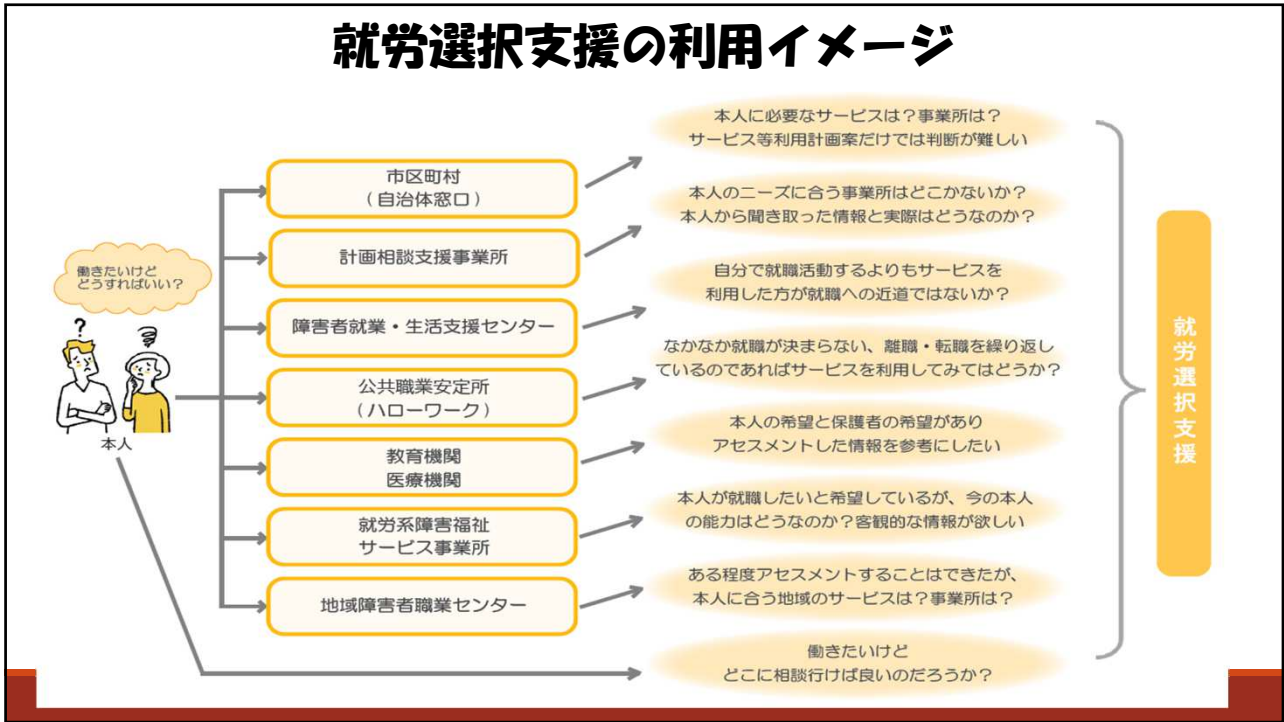
サービス類型		新たに利用する意向がある 障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

就労選択支援

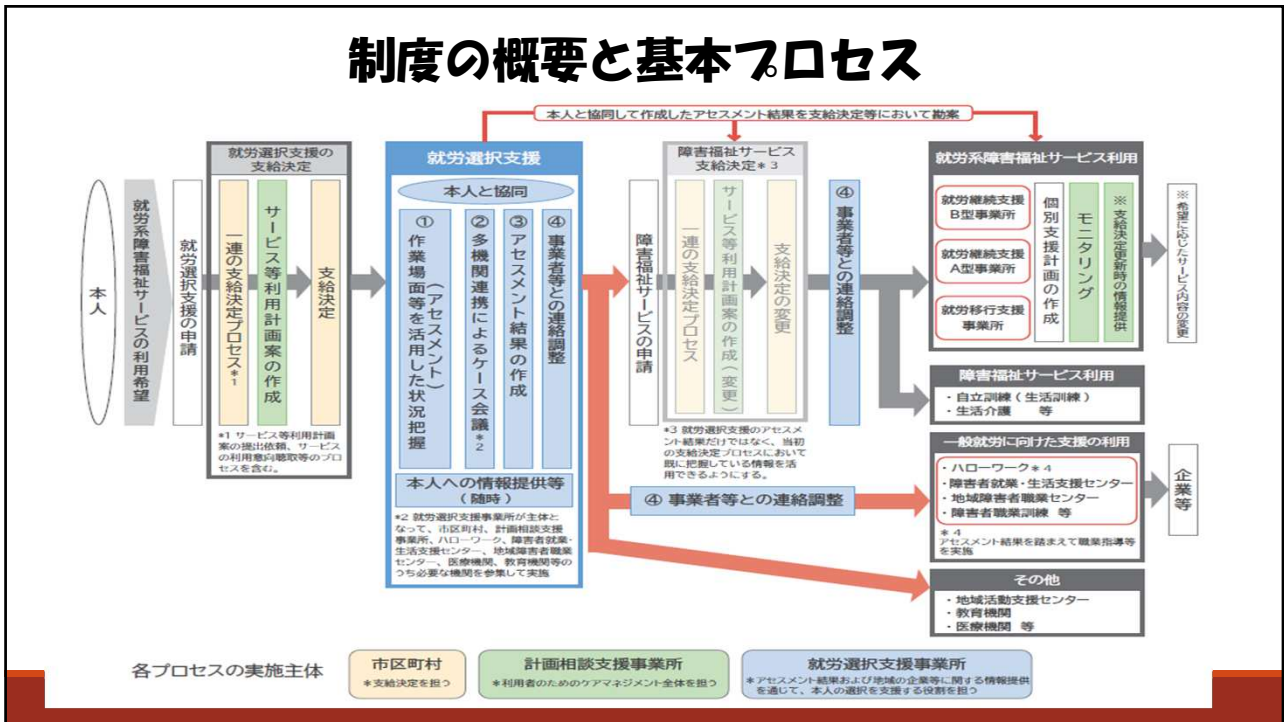
○ サービス内容

- 作業場面等を活用した状況把握を行い、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理する
- 本人と協同して、自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて、本人の自己理解を促すことを支援する
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではない
- 本人の選択肢の幅を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市区町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

就労選択支援の利用イメージ

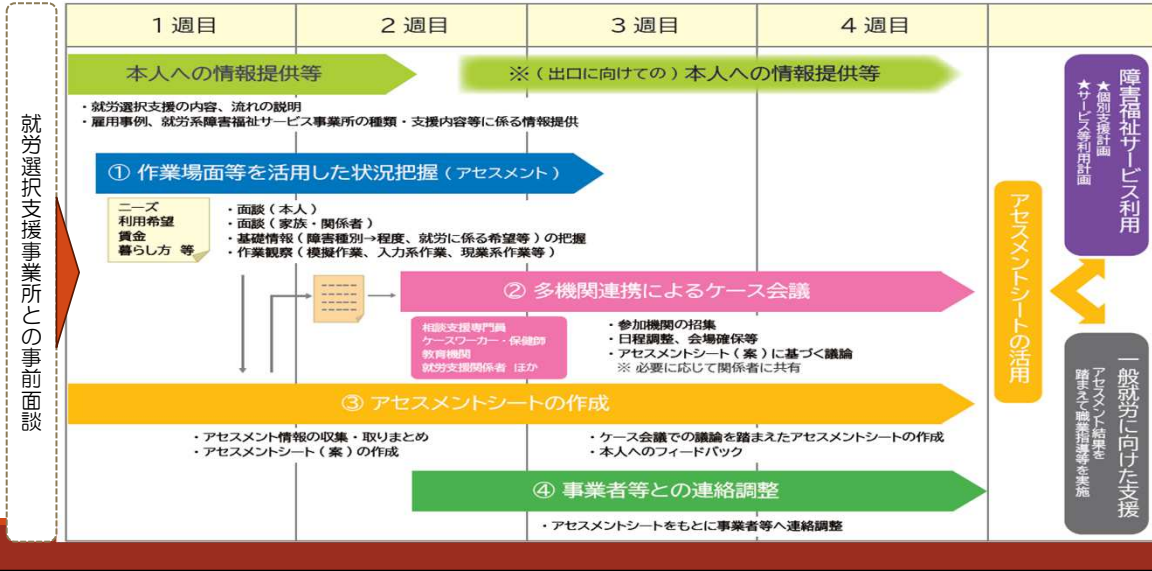


制度の概要と基本プロセス



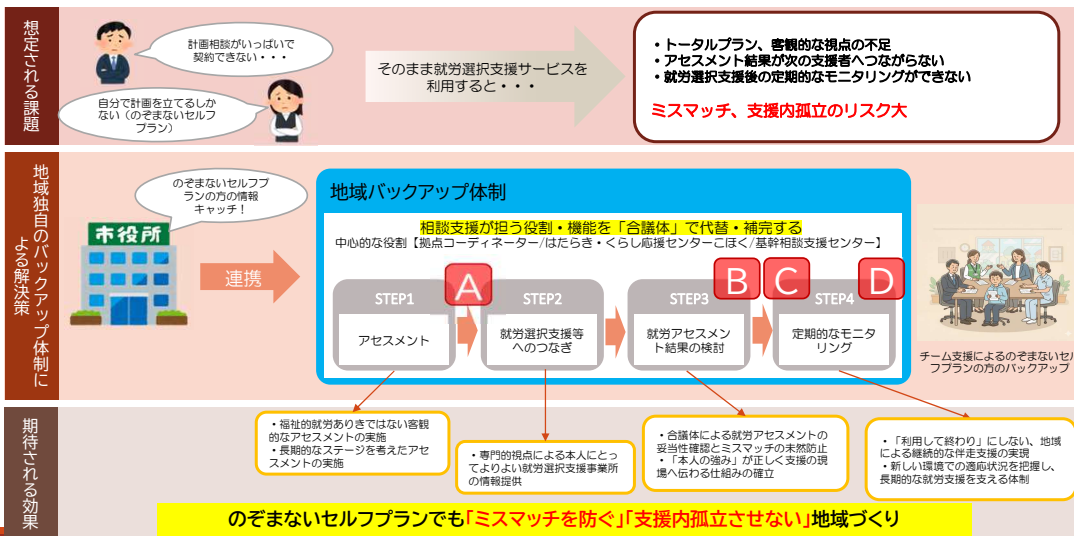
就労選択支援の利用イメージ②

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～

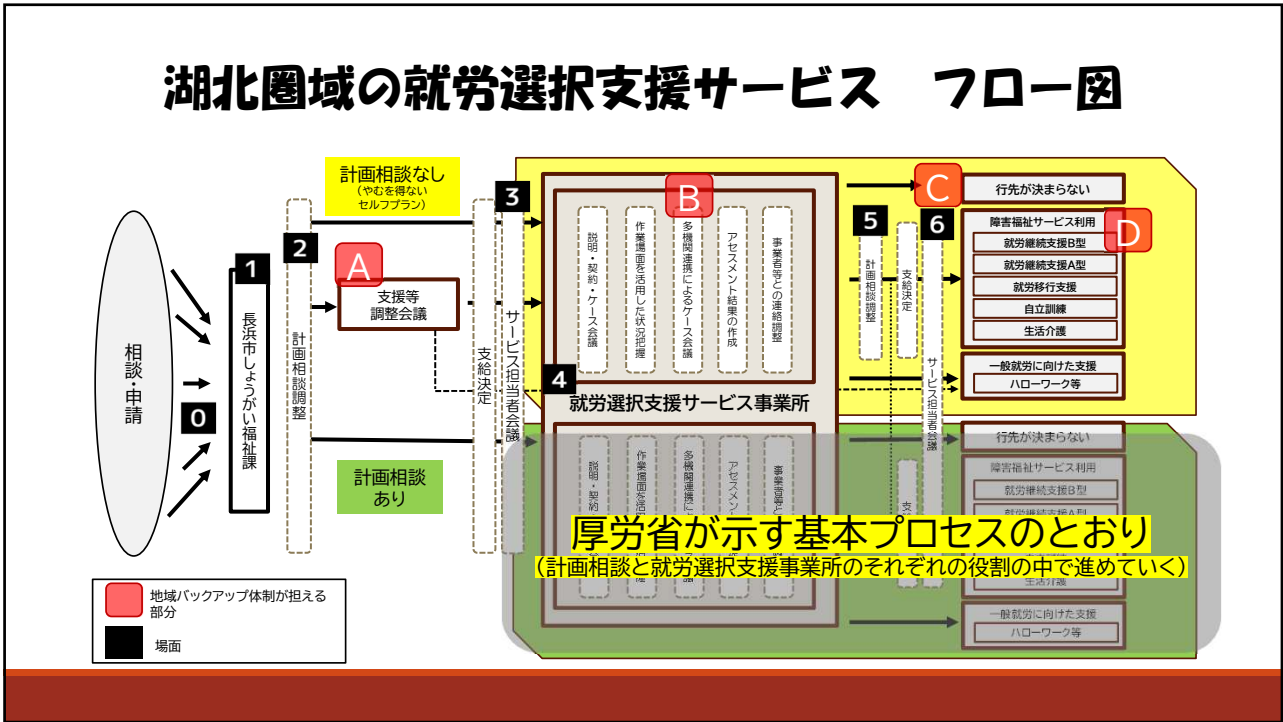


湖北圏域の就労選択支援サービスの考え方

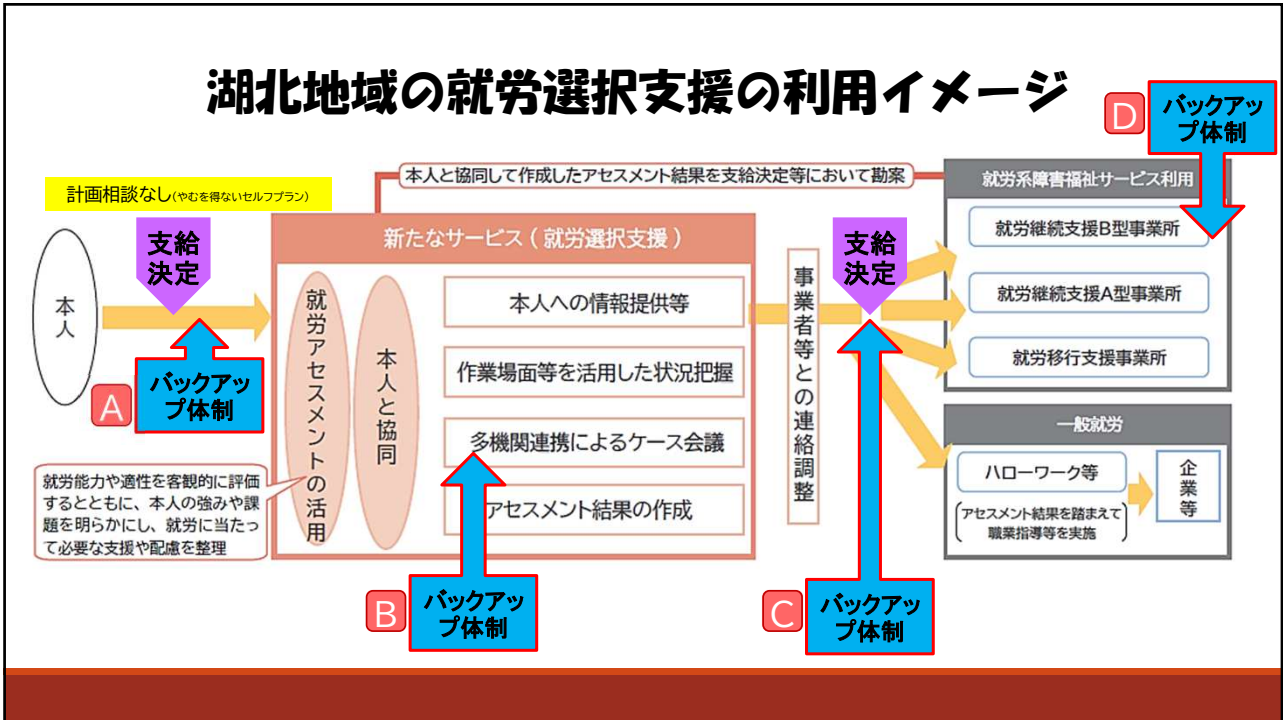
誰も取り残さない就労選択支援（を含む就労支援全体）へ
～のぞまないセルフプラン層に対する地域バックアップ体制～



湖北圏域の就労選択支援サービス フロー図

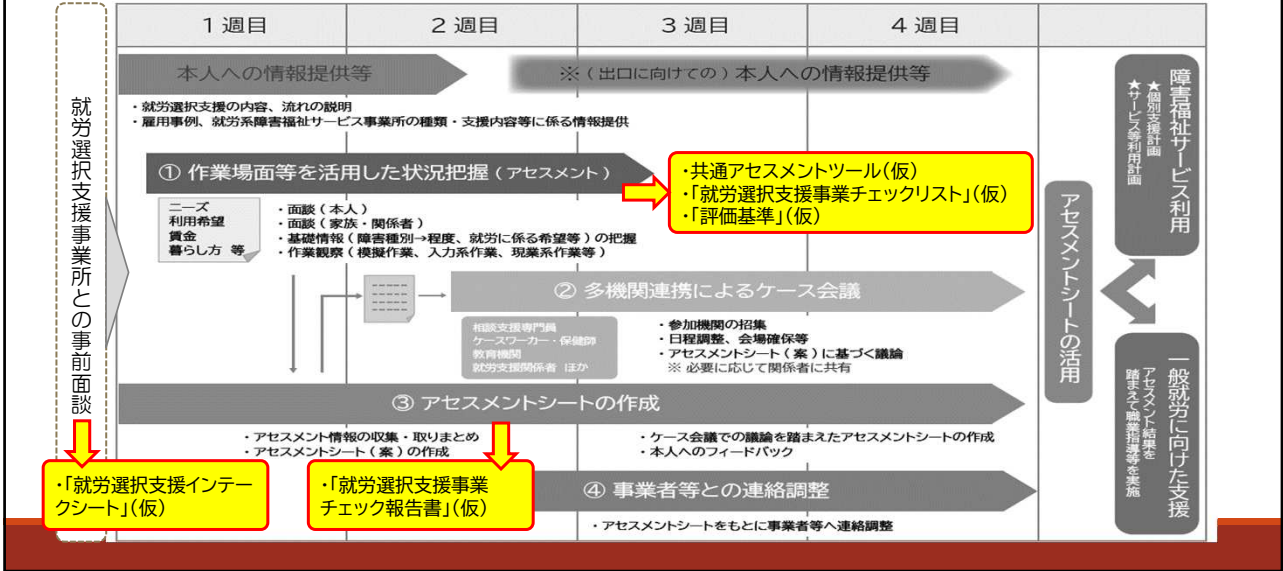


湖北地域の就労選択支援の利用イメージ



湖北地域の就労選択支援の利用イメージ②

湖北圏域の就労選択支援事業所で共通して使用するツールと場面



ながはまいばら
長浜米原しょうがい者
じりつ し えんきょうぎ かい
自立支援協議会



vol. 8

こんねん ど じりつ し えんきょうぎ かい せんもんぶ かい かつどうはん かい
今年度も自立支援協議会の専門部会、活動班、プロジェクト会

就労選択支援サービスプロジェクト会議の取り組みが 国マニュアルに掲載されました

れいど ねん がつ から かいし しゅうろうせんたくしえん
令和7年10月から開始の「就労選択支援サービス」にお
いて、圏域での適切な運用に向け、プロジェクト会議では、
関係機関の役割や機能についての整理や圏域共通のアセスマ
ントツールの作成等を行っています。

こうせいろうどうしやう れいど ねん がつまつ さくせい しゅうろうせんたくしえん
厚生労働省で令和7年3月末に作成された「就労選択支援
実施マニュアル」では、先行事例として、湖北圏域の取り組
みが掲載されました。



こほくけんいき とくく しやうがい
湖北圏域の取り組みが紹介

長浜市しょうがい福祉プランの中間見直し

1. 今後の方向性等を追記

2. アクションプランに見込量追記



やさしいまちづくり「あたたか」 ～手話を使いやすい環境の整備について～

長浜市では、「手話が言語である」との認識に基づき、①手話への理解の促進、②手話の普及、③手話を使用しやすい環境の構築に関して、基本理念を定め、市の責務、市民やろう者、事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的・計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的として、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」を令和5年4月に施行しました。

1 国の動き

○障害者基本法（昭和45年5月21日法律第84号）

※「言語」には手話を含むことと合わせて、しょうがい者（児）は意思疎通の手段について、可能な限り選択の機会が確保されるよう図られなければならない旨が定められている。

○障害者の権利に関する条約（平成26年1月22日号外条約第1号）

※「言語」には手話等の非音声言語を含むことが明示されている。

○手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年6月25日号外法律第78号）

※手話が、手話を使う人にとって日常生活や社会生活を営む上での言語であり、重要な意思疎通の手段であることを踏まえ、他の関係法令に基づく施策とも連携しながら、手話に関する施策を総合的に推進する旨が定められている。

2 手話言語条例の成立状況（令和8年2月20日時点）

- ・全国615自治体（42道府県・22区・398市・143町・10村）で施行。
- ・県内7自治体で施行。
（滋賀県・大津市・長浜市・近江八幡市・栗東市・甲賀市・米原市）

3 本市の取組状況

- ・手話で共に暮らす長浜市手話言語条例（令和5年3月23日条例第3号）
- ・条例に基づく「施策を総合的かつ計画的に推進するための方針」（推進方針）の策定
- ・推進方針を実現するための「手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ」策定
→令和5年4月から、ロードマップに基づく手話施策を展開。
→現在のところ、推進方針の実現に向けて、「長浜市手話施策推進会議」において、施策の推進状況の点検や評価等を毎年実施している。

※条例、推進方針、ロードマップの詳細は、「参考資料1, 2, 3」を参照ください。

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする

手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする

全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

学校における手話による教育等（7条）

手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供

手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

大学等における配慮（8条）

手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

職場における環境の整備（9条）

手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

地域における生活環境の整備等（10条）

地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

国民の理解と関心の増進（13条）

手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

手話の日（14条）

9月23日を「手話の日」とする

人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

調査研究の推進等（16条）

手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

国際交流の推進（17条）

手話を使用する者の国際的交流の支援
手話文化に関する情報交換等の活動の支援

手話を使用する者等の意見の反映（18条）

障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）

手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）

- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

施策の基本的方向	取組内容	R6年度以前の主な取組実績	R7年度取組内容	R8年度の計画
市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。	①イベントの開催	条例制定イベントを実施した。 R5年9月24日(日)13:30~15:30 長浜文化芸術会館において、中嶋元美(手話パフォーマー)による公演 約200人の参加あり。 市内在住の小学生を対象に「手話啓発ポスター」を募集し、上記イベントに合わせて、展示と表彰を実施。市内3校から12点の応募あり。	健康フェスティバルに手話啓発ブース出展。 R7年11月2日(日)9:00~16:00 (於:長浜バイオ大学) 【新規】 (ブース来店者数:57人)	— ※他のイベントに手話啓発ブース出展。 【検討】
	②広報誌「広報ながはま」	広報ながはま6月号に特集ページを設け、手話でのあいさつと手話サークルの紹介を実施。 広報ながはま11月号から隔月で啓発記事を掲載。	広報ながはま(隔月)掲載。 R7.5月・7月・9月・11月・R8.1月、3月号 ※資料2-2	広報ながはま(隔月)掲載。 R8.5月・7月・9月・11月・R9.1・3月号 【継続】
	③HP・SNS等の活用	ながはまミニミニ手話講座や手話奉仕員養成講座についてXで発信。 養成講座受講生アンケート結果をHPに掲載 障害者週間に合わせ、12月にながはま図書館の特別ブースに手話に関する図書を設置。	HP・noteを活用し、「しゅわとも」を発信。 R7.7月、R8.1月、R8.3月	HP・noteを活用し、「しゅわとも」を発信。 【継続】
	④パンフレット等の作成	手話言語啓発リーフレット(3,000部)、ポケットティッシュ(3,000個)、ボールペン(300本)を作成し上記イベントや庁舎内で配布。	—	—
	⑤国スポ・障スポPR動画	YouTube 配信	YouTube 配信を継続(障スポ終了まで) (再生回数:9,080回)	—
	⑥手話出前講座の実施	民生委員、人権擁護委員、高校、各種団体等へ出前講座の実施	高校、各種団体等へ出前講座の実施。(目標5件) (参加者数:356人(7件))	手話出前講座の実施。(目標5件) 【継続】
	⑦市職員へのワンポイント手話講座	市職員対象の手話講座の実施。朝礼の時間を使って、健康福祉部の各課へ啓発を実施。	市の新規採用職員対象の手話講座。健康福祉部内の課において朝礼で実施。(目標12回) (参加者数:119人)	市の新規採用職員対象の手話講座。健康福祉部内の課において朝礼で実施。(目標12回) 【継続】
	⑧小中学校への出前講座の実施	社会福祉協議会を通じて、中学校・小学校・学園にてサークルに実施いただく。	社会福祉協議会・サークル連携による小中学校への出前講座の実施。(目標10校) 小中学校への出前講座「手話を学ぶ福祉教育」の関係者情報交換会の開催。【新規】 (サークル等4団体、社協、市、教育委員会)	社会福祉協議会・サークル連携による小中学校への出前講座の実施。(目標10校) 【継続】

(2) 手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画
音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。	①意思疎通支援者の派遣	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 (専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼)	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 (専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼) (利用延べ人数：約 170 人)	専任手話通訳士を配置し、依頼に応じて対応。 (専任通訳士が派遣できない場合は、聴覚障害者協会へ派遣を依頼) 【継続】
	②遠隔手話サービスの実施	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院で利用可能。中之郷診療所で利用。	長浜市立湖北病院、中之郷診療所、長浜赤十字病院で利用可能。中之郷診療所で利用。 (利用延べ人数：約 7 人)	依頼に応じて適時対応。 【継続】
	③災害時避難所における情報提供	HPを通して安全・安心メール、FAX119、ネット119、110番アプリシステムの活用を促進。 今後、避難所における情報提供方法の検討が必要。	HPを通して、安全・安心メール、FAX119、ネット119、110番アプリシステムの活用を促進。 災害時避難所における情報提供方法の検討。	HPを通して、安全・安心メール、FAX119、ネット119、110番アプリシステムの活用を促進。 今後、災害時避難所が開設された場合に、その運営状況を踏まえ検証。 【継続】

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ手話を使用しやすい環境の構築のための施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画
手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。	①職員向け出前講座の実施	新規採用職員研修、庁内部署に手話講座を実施。	市の新規採用職員や庁内他部署に手話講座を実施。(目標3回)【一部再掲】 (参加者数：約 80 人)	市の新規採用職員や庁内他部署に手話講座を実施。(目標3回)【一部再掲】 【継続】
	②事業所等への啓発	出前講座による事業所への啓発。	出前講座や企業内人権啓発の機会を活用した事業所等への啓発。【新規】 (訪問事業所：市内 228 社)	出前講座や企業内人権啓発の機会を活用した事業所等への啓発。 【継続】

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者に関する施策

施策の基本的方向	取組内容	R 6年度以前の主な取組実績	R 7年度 of 取組内容	R 8年度の計画	
ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。	①手話奉仕員養成講座(入門課程)の実施	隔年度で実施(R 5年度に実施)。	6/13~11/21 全 20 回(目標 30 人) (修了 50 人/申込 58 人)	— 【継続(隔年)】	
	②手話奉仕員養成講座(基礎課程)の実施	隔年度で実施(R 6年度に実施)。	—	R 8年6~11月に実施。(目標 15 人) 【継続(隔年)】	
	③手話奉仕員養成講座修了者のスキルアップ研修	手話奉仕員養成講座(入門課程)及び(基礎課程)修了生を対象に実施。	R 8年2/27、3/13に実施。(対象 50 人)	—	R 9年2~3月に実施。 【継続】
	④資格取得への支援	—	—	資格取得に向けた「手話のススメ」を配布。資格情報等を提供し、講座参加者の学習(資格取得)意欲を醸成。	資格取得に向けた啓発実施。 【継続】

<広報ながはま（隔月）掲載>

○令和7年 9月号

手話に関する施策の推進に関する法律

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 ㊟64-1767

今年6月25日に、手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)が施行されました。この法律は、手話を言語として認め、手話の習得や使用、手話文化の保存、継承、発展に関する様々な取り組みや、手話に関する国民の理解を深めるための施策を、総合的に進めていこうというもので、9月23日を「手話の日」と定めています。

市では、「手話」ワンポイント・レッスンと題した出前講座も実施しています。ぜひご活用ください。

▼市ホームページ



○令和7年11月号

東京2025デフリンピック

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 ㊟64-1767

「東京2025 デフリンピック」が、11月15日から12日間、日本で初めて開催されます。デフ(Deaf)は、英語で「耳が聞こえない」という意味で、この大会は「聞こえない・聞こえにくい人のための国際スポーツ大会」です。今年は、100周年を迎える記念すべき大会で、約80の国と地域から6,000人を超える選手団が来日され、21の競技で熱戦を繰り広げます。競技中、選手は「音」の代わりに旗やランプなどの合図でプレーをします。この機会に、みんなで応援し大会を盛り上げましょう。

東京2025
デフリンピック
大会サイト

○令和8年 1月号

「手話で共に暮らす人たち」をインタビュー形式で紹介する “しゅわとも”

～手話のひろば～

問しょうがい福祉課 ☎65-6372 ㊟64-1767

「手話で共に暮らす人たち」をインタビュー形式で紹介する“しゅわとも”の第2回は、中学生の時に地元で開催された手話講座を受講し、身に付けた手話を活かして、耳の不自由な患者つのかわるまよさんに、直接検査業務の支援をされている長浜市立湖北病院中央検査技術室の角川輝代さんをご紹介します。

「虹のように、人と人をつなぐ架け橋になりたい」と語るしなやかな手話が魅力的です。

市ホーム
ページ

令和 8 年度以降の手話施策の推進について

本市では、「手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ」を作成し、令和 5 年度から手話施策を総合的かつ計画的に実施しています。

本ロードマップは、「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」に基づき策定した「施策の推進方針」を実現するために、市が実施、検討する施策をまとめたものです。

本ロードマップの期限が令和 8 年度末となっており、令和 9 年度からは、「長浜市しょうがい福祉プラン・アクションプラン」に移行することになります。

本市としましては、令和 8 年度がアクションプランの見直しの年になることから、これに合わせて、ロードマップに基づく手話施策を法定計画^{※1}にしっかりと位置付け、既存の枠組みの中で実効性を担保し、安定的かつ継続的な取組へと発展させていきます。

- ※1 障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」
 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」
 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」

○ロードマップの期間

令和 5 年度～令和 8 年度
 (令和 9 年 3 月 31 日)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

○ロードマップの総合評価等の実施

ロードマップに沿って取組を進めるため、令和 5 年度から「長浜市手話施策推進会議」において、施策の推進状況の点検や評価等を行ってきました。

令和 8 年度については、「長浜市しょうがい福祉プラン・アクションプラン」の見直しスケジュールに合わせる必要があることから、年度当初の会議（5～6 月頃）において、前年度の取組の評価と、令和 5 年度から令和 7 年度までの取組についての「総合評価等」を行うこととします。

こうした総合評価等を、令和 8 年度のアクションプランの見直しに生かしながら、これまでの手話施策を継続、発展できる環境を整えていきます。

	R8	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
内容		総合評価等			↑ 【反映】		(アクションプラン見直し作業) 【推進体制：長浜市しょうがい福祉推進協議会】						策定

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、他者とコミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、かつて手話が言語として認められず、その使用が禁止されていた時期があるなど、ろう者は、様々な場面で、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

その後、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）や障害者基本法（昭和45年法律第84号）において、手話は言語として位置付けられましたが、手話が言語であるとの認識は広く共有されている状況ではないことから、手話に対する長浜市民の理解を深めるとともに、手話を普及して使用しやすい環境を整備していくことが重要です。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、長浜市民が手話の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、長浜市民と長浜市を訪れた人を含むみんなの心を通わせる豊かな共生社会を実現するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話への理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、ろう者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (2) ろう者 手話を使用して、日常生活又は社会生活を営む全ての者（手話を使用するろう児及び盲ろう者を含む。）をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 手話への理解の促進及び手話の普及並びに手話の獲得及び習得に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、全ての市民と相互に人格及び個性を尊重し合いながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、ろう者が、手話でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。

(3) ろう者は、手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携することにより、ろう者が、手話によるコミュニケーションを図ることができ、自立した日常生活又は地域における社会参加ができるように必要な施策を推進するものとする。

2 災害が発生した場合において、市は、ろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、手話への理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者、手話通訳者等の手話を使用する者は、基本理念にのっとり、手話の普及に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及び働きやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進方針の策定)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針（次項において「推進方針」という。）を策定するものとする。

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(2) 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(3) コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(4) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、推進方針の策定に際し、必要に応じ、ろう者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

第7条 市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

手話で共に暮らす長浜市手話言語条例に規定する施策を推進するための方針

基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第6条第1項に基づく推進方針を次のとおり定めます。

1 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

(1) 施策の基本的方向

市は、市民及び事業者等への手話への理解の促進及び手話の普及を推進していくため、手話に親しみ、手話への関心を高めるための啓発に取り組みます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話の普及啓発及び理解の広がり仕組みづくりについて、関係団体と協働して進めます。

イ 手話が言語として認識され、手話やろう者について市民の理解が深まるよう、各種イベント、広報、ホームページ等を活用し、手話に関する広報・周知に努めます。

ウ リーフレット等を作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。

2 手話による意思疎通又は情報を得る機会の拡大のための施策

(1) 施策の基本的方向

音声言語により提供されている行政情報等について、手話による情報の取得ができる環境を整備します。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話による市政に関する情報提供に努めます。

イ 手話通訳者を派遣するなど、ろう者が安心して社会参加できる環境づくりを進めます。

ウ 市役所窓口において、ろう者が行政手続きを円滑に行えるよう必要な対応を行います。

エ 災害時の意思疎通支援に必要な体制の整備等に努めます。

3 コミュニケーションの手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境を構築するための施策

(1) 施策の基本的方向

手話は言語であり、ろう者は手話により円滑にコミュニケーションを

図る権利を有することを認識し、日常生活において手話が使いやすい環境づくりを進めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話を使用する市民が、行政サービスを利用する際に、手話を使いやすい環境づくりを進めるため、市職員に対する手話に関する研修会を実施します。

イ 市内の事業所に対して、手話やろう者の理解が広まるように、リーフレットの配布や研修会の支援を行います。

ウ 情報機器等を活用した遠隔手話通訳サービス、電話リレーサービス等の普及啓発を行い、利便性の向上に努めます。

4 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする手話による意思疎通支援者のための施策

(1) 施策の基本的方向

ろう者が日常生活又は社会生活を営むうえで、特に正確な情報が必要な時又は自らの意思を正確に伝える時は、手話通訳者を介して意思疎通を図っており、手話通訳者は重要な役割を担っています。市は、その重要性を認識し、高度な技術を有する手話通訳者の確保及び養成に努めます。

(2) 推進施策

市は、施策の基本的方向に基づき、次のとおり施策を推進します。

ア 手話に関する施策が円滑に実施できるよう、市の専任手話通訳者の確保に努めます。

イ 手話奉仕員養成講座をはじめとした、手話を学ぶ機会の充実を図ります。

ウ 手話通訳に関する資格取得の支援に努めます。

5 市長が必要と認める施策

その他、条例の目的を達成するため必要な施策を講ずるものとします。

手話で共に暮らす長浜市手話言語施策ロードマップ

手話施策を総合的かつ計画的に実施するため、ロードマップを作成します。

1 ロードマップの位置付け

(1) 手話言語施策ロードマップとは

このロードマップは、手話で共に暮らす長浜市手話言語条例※（以下「条例」といいます。）第6条に基づき、施策の推進方針を策定しており、それを実現するため、市が実施している・実施を検討している施策をまとめたものです。

(2) ロードマップの対象期間

このロードマップの期間は、令和5年度から令和8年度（令和9年3月31日）までです。

ただし、本市を取り巻く社会経済状況の変化や、当事者の方との協議、施策の推進状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
長浜市しょうがい福祉プラン		計画期間					
アクションプラン		計画期間			計画期間		
長浜市手話言語施策 ロードマップ		計画期間					

2 実施する／実施を検討する各取り組み

(1) 手話への理解の促進及び手話の普及を図るための施策

取組内容	スケジュール				
	～R4	R5	R6	R7	R8
イベントの開催		実施			
広報誌「広報ながはま」【特集号】		特集頁			
広報誌「広報ながはま」【連載】		→			
ホームページ・SNS等の活用		→			
パンフレット等の作成		作成			更新
国スポ・障スポPR動画	→				
手話出前講座の実施	→				
	目標	—	5件	5件	5件

3 ロードマップの点検・評価

このロードマップに沿って取り組みを進めるため、「長浜市手話施策推進会議」を活用し施策の推進状況の点検及び評価等を行います。

そのため、年度初めに前年度の取組みの評価を行い、現行施策の見直し改善を図ります。また、今年度の目標を定め事業を実践します。中間期に次年度の計画を立案し、有効性・効率性の高い施策実現を目指します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	前年度 評価等					次年度 計画等						

長浜市しょうがい福祉プランにかかる調査結果について

1. 調査目的

令和6年3月に策定した「長浜市しょうがい福祉プラン」について、引き続き本市におけるしょうがい福祉施策を推進するため、長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成団体の関係団体及び事業者に調査を実施します。

2. 調査について

(1) 意見調査

期 間：令和8年1月30日～2月18日

対 象：長浜米原しょうがい者自立支援協議会構成団体 184 団体

当事者団体・家族会（12 団体）

その他団体（33 団体）

障害福祉サービス事業所（139 団体）

調査内容：事業所・団体の概要及び活動等について

自立支援協議会・基幹相談支援センター・地域生活支援拠点について

長浜市しょうがい福祉プランについて

(2) 意見交換

期 間：令和8年2月27日～

対 象：上記団体の内、意見交換を希望する団体（2 団体）

内 容：アンケート調査票を元に事業所・団体と意見交換を実施予定

(3) 意見調査まとめ

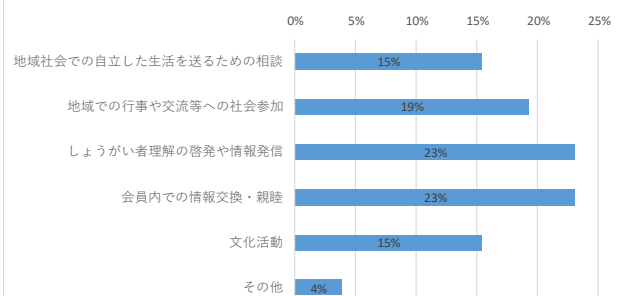
○当事者団体・家族会

回答（6 団体）

<団体の活動について>

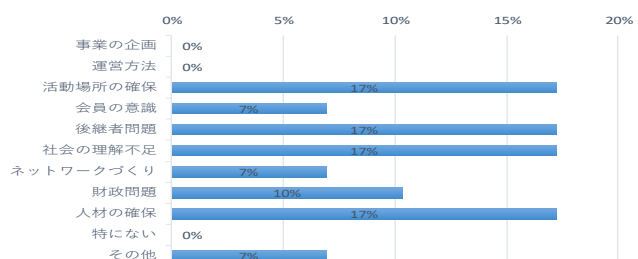
1	地域社会での自立した生活を送るための相談	4	15%
2	地域での行事や交流等への社会参加	5	19%
3	しょうがい者理解の啓発や情報発信	6	23%
4	会員内での情報交換・親睦	6	23%
5	文化活動	4	15%
6	その他	1	4%
		26	100%

団体の活動で重点的に取り組んでいること



1	事業の企画	0	0%
2	運営方法	0	0%
3	活動場所の確保	5	17%
4	会員の意識	2	7%
5	後継者問題	5	17%
6	社会の理解不足	5	17%
7	ネットワークづくり	2	7%
8	財政問題	3	10%
9	人材の確保	5	17%
10	特になし	0	0%
11	その他	2	7%
		29	100%

活動する上で困っていること



<日常の困りごと、地域の課題について>

- ・会員の高齢化にともなう会員数の減少

<これから団体として力を入れていきたい活動について>

- ・会員相互の連携、若い世代への呼びかけと、会員数の増加
- ・障害だけにこだわらず、社会全体の課題等に対して活動の拡大

<長浜市しょうがい福祉プランについて>

- ・合理的配慮や、自分らしい暮らしが継続できる支援、地域移行支援として拠点コーディネーターとの連携

○その他団体

回答（10 団体）

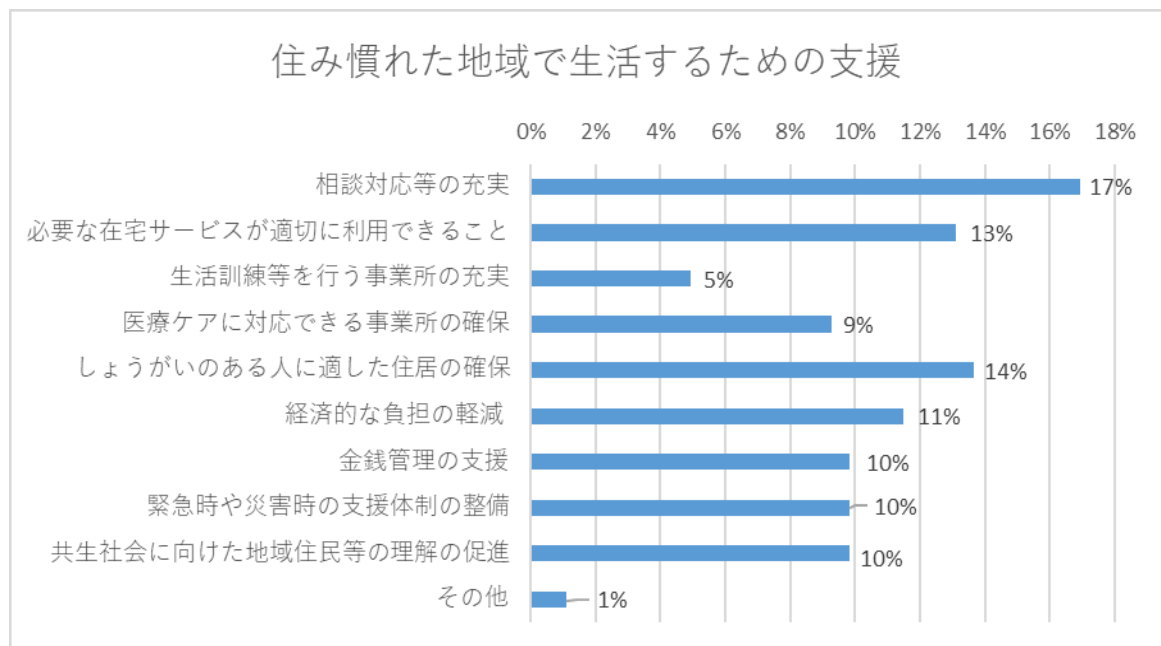
<長浜市しょうがい福祉プランについて>

- ・しょうがい者の高齢化によりしょうがいと介護保険の連携
- ・人材不足の解消
- ・虐待事案や権利擁護の市との連携
- ・しょうがいのある子供たちが安心して過ごせる日中活動場所、施設の充実
- ・一般就労したしょうがい者が働き続けるための支援
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会の活動内容の周知

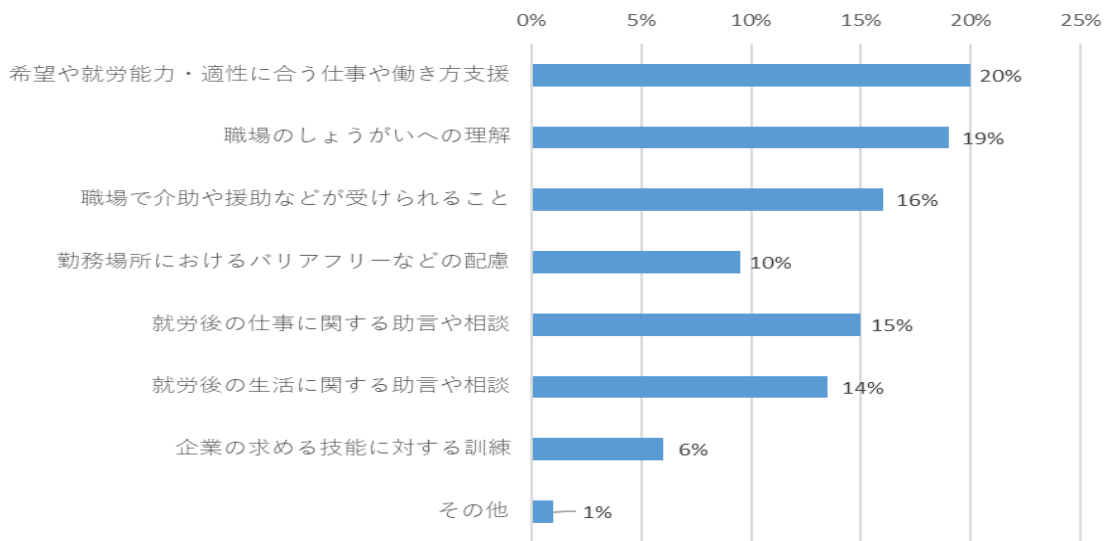
○事業所

回答（46 団体）

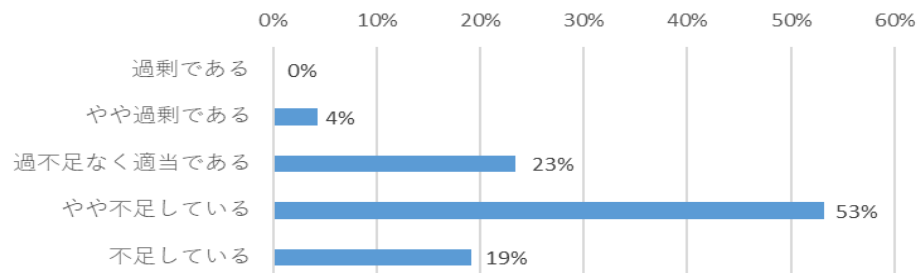
<事業所・団体の概要及び活動等及び自立支援協議会等について>



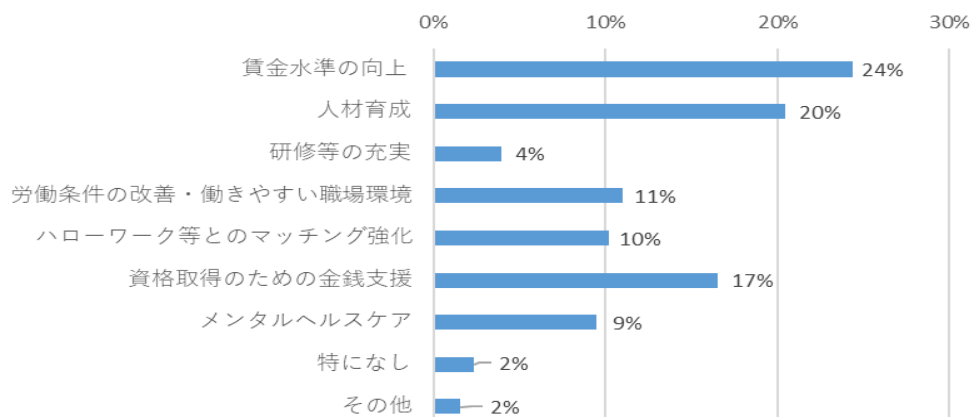
しょうがいのある方が就労するための支援



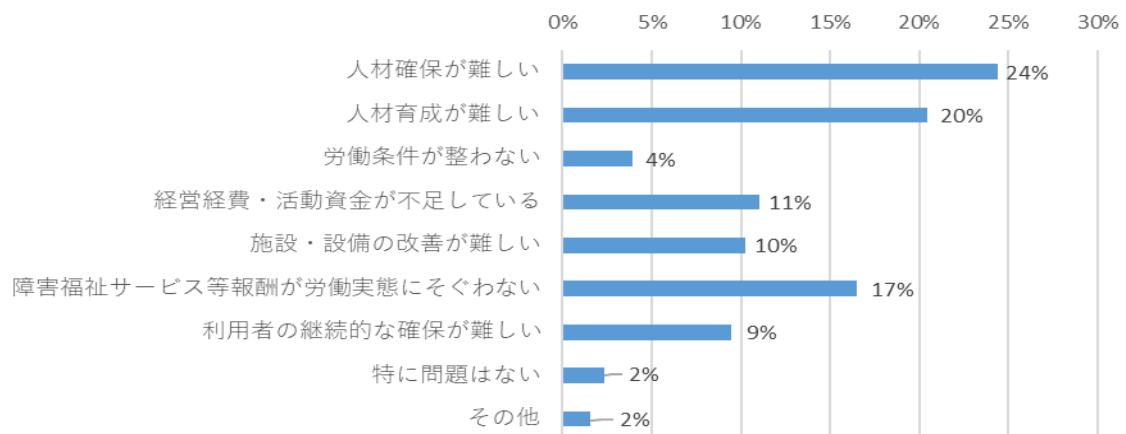
現在のサービス提供体制における職員の配置状況



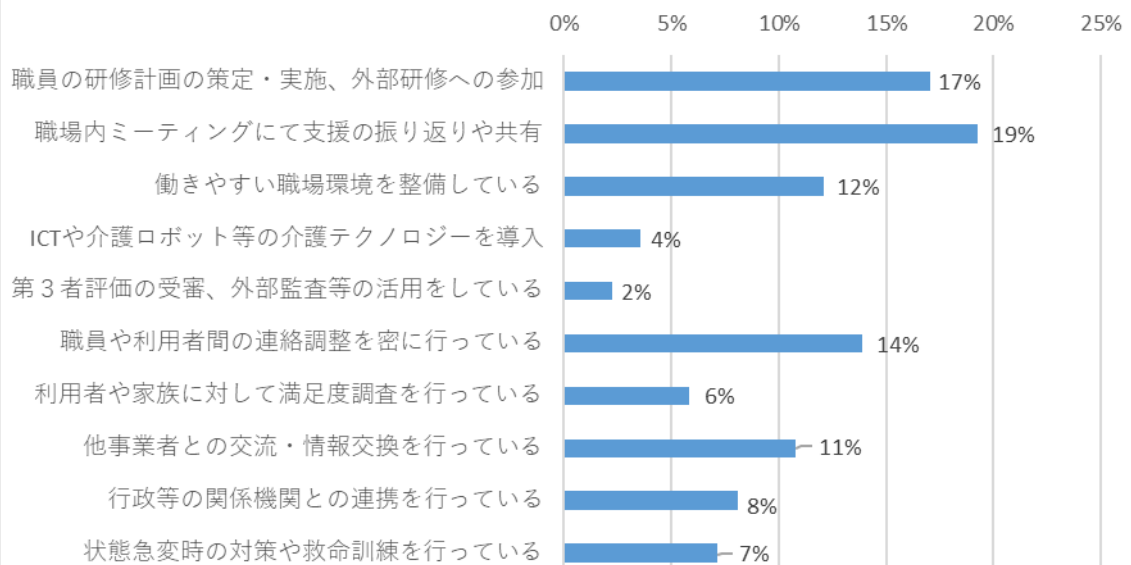
人材の確保・定着するために必要なこと



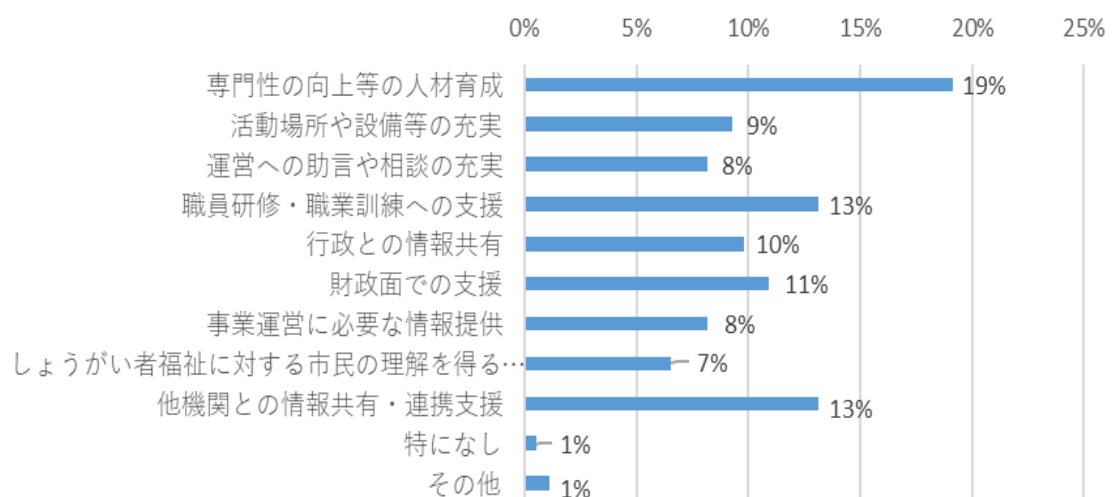
事業所の運営に関する課題



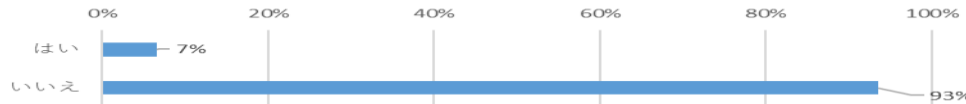
サービスの質の向上に対する事業所の取組



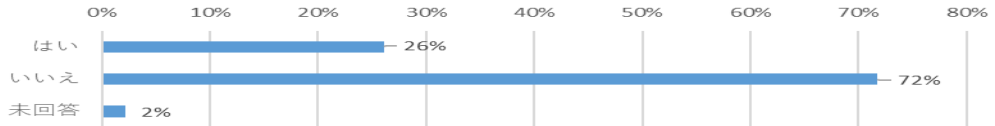
事業所継続のための支援



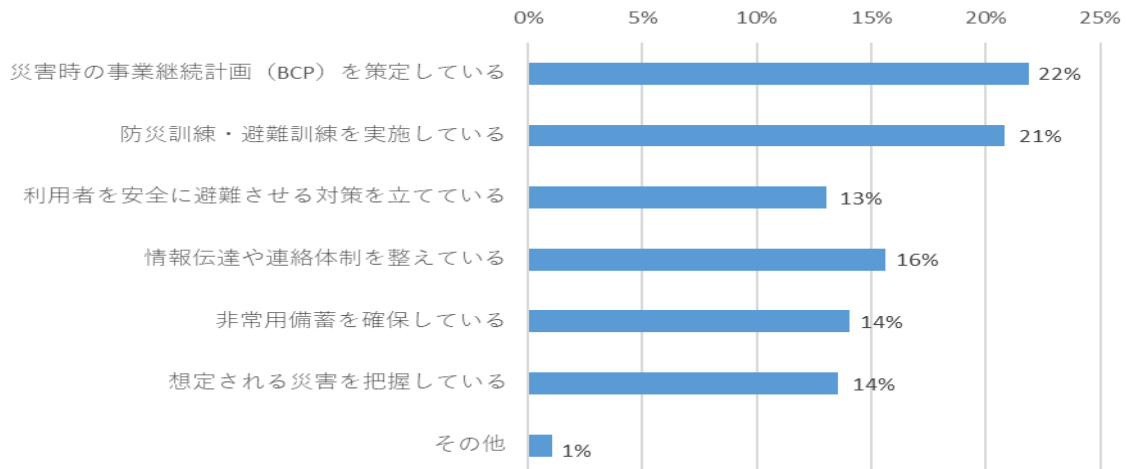
提供している事業縮小又は廃止の有無



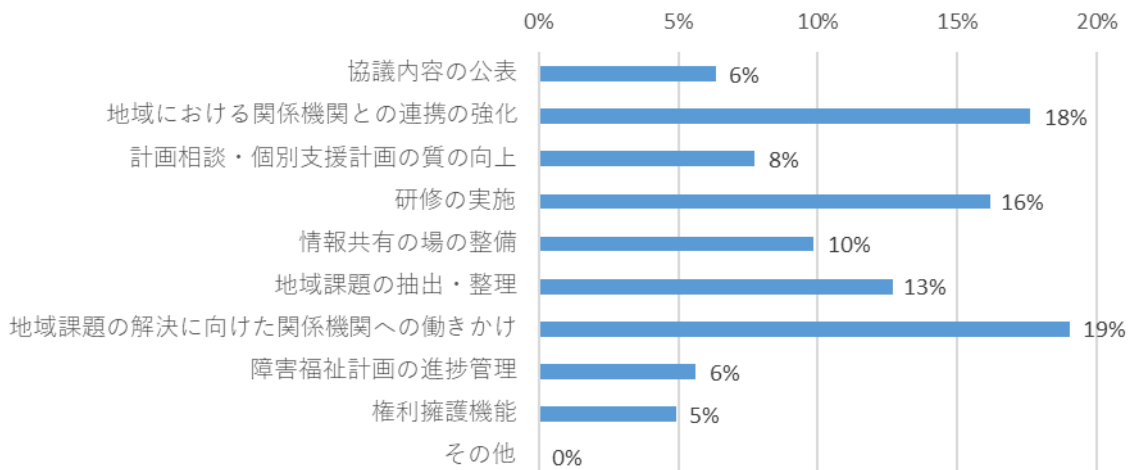
新たな事業や既存の事業拡大の有無

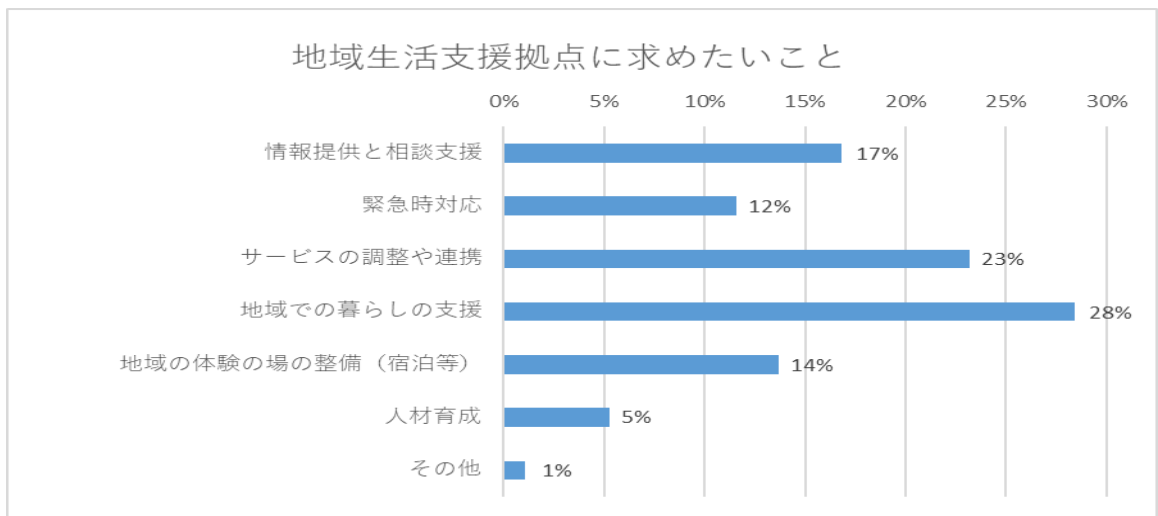
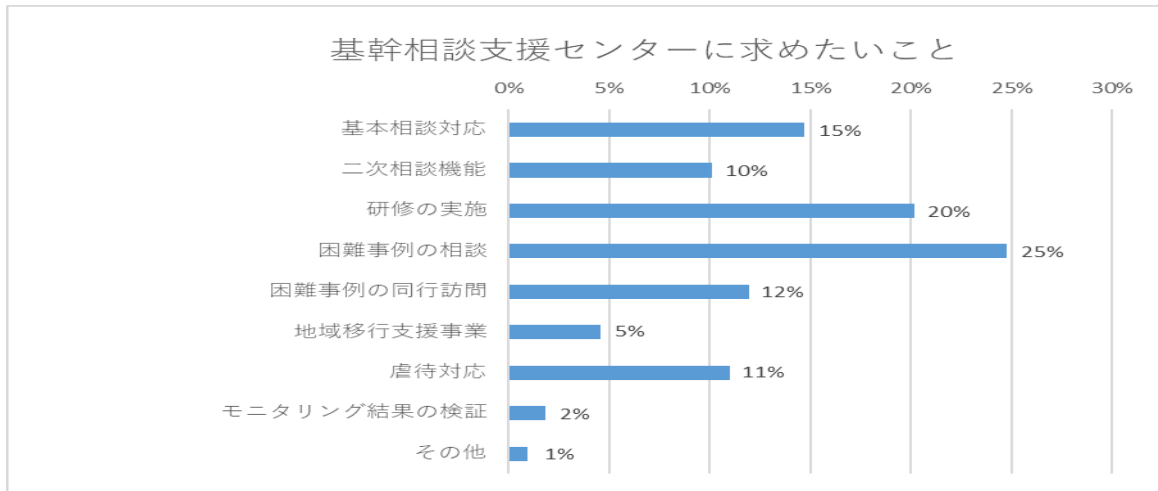


事業所の防災対策



長浜米原しょうがい者自立支援協議会に求めたいこと





<長浜市しょうがい福祉プランについて>

- ・地域福祉を支えるボランティア団体や家族会の高齢化が深刻な課題となっているため、活動継続のための支援
- ・虐待防止に対しては外部（地域）の目が重要になる
- ・個別避難計画の作成と自治体との共有、災害時の対応手順のマニュアル化
- ・地域では若年層の居場所不足、相談員不足によるセルフプランの増加等の課題があり、今後はより一層多職種連携を深めながら、医療・教育・福祉が一体となった切れ目のない体制構築
- ・有償移送や地域交通との連携など、移動に関する支援体制の充実

3. スケジュール（予定）

- 7月 長浜市しょうがい福祉推進協議会（意見聴取）
- 9月 長浜市しょうがい福祉推進協議会（意見聴取）
- 10月 長浜・米原しょうがい者自立支援協議会運営委員会（意見聴取）
- 11月 庁議（素案）
- 12月 健康福祉常任委員会（素案）パブリックコメント実施
- 令和9年 2月 庁議・第5回長浜市しょうがい福祉推進協議会（最終報告）
- 3月 健康福祉常任委員会（最終報告）
- 長浜・米原しょうがい者自立支援協議会全体会（最終報告）
- 改定

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
- 計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況【新規】
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数【新規】

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数【新規】 ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数【新規】
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数【新規】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントトレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援【新規】

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数【新規】
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数【新規】
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数【新規】

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- (都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組【新規】
- (市町村)
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数【新規】
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合【新規】

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- (都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策（イメージ）

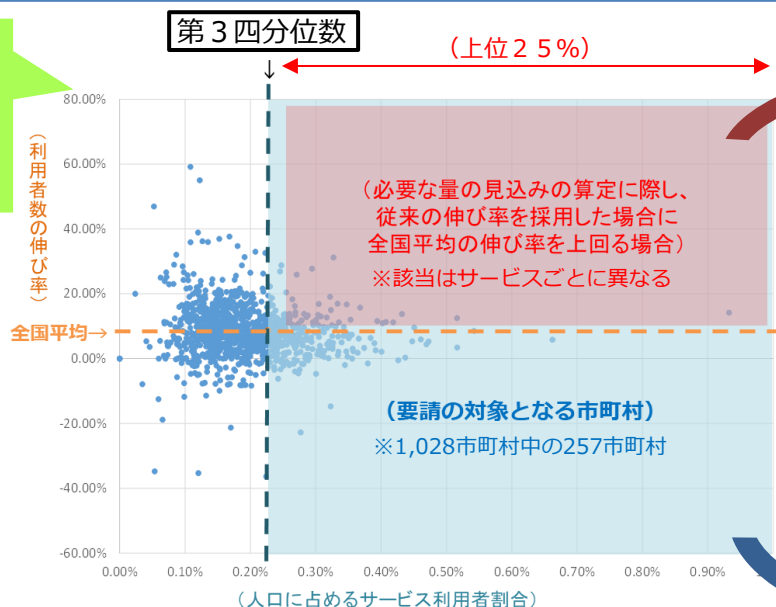
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村（特別区を含む。以下同じ。）

要件1：中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2：人口に占めるサービス利用者割合（年齢調整しないもの）が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

総量規制の対象サービス（入所施設を除く）

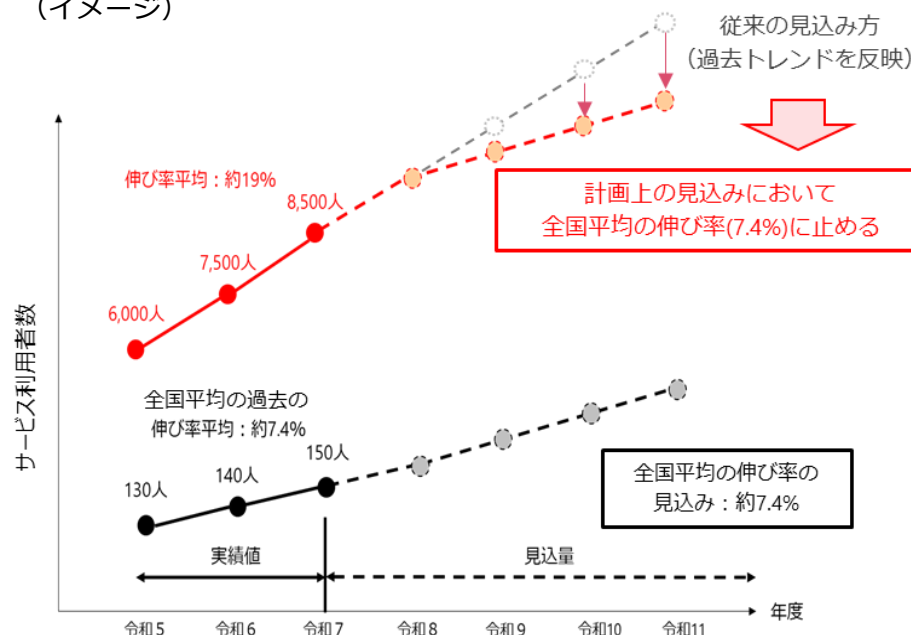
(現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能)